

改正専利法及びその実施細則に伴う審査業務処理の経過措置に関する弁法の解説

1. 制定の背景

改正後の専利法及びその実施細則の円滑な実施を保障し、その中で審査業務に関する関連条項が改正後の専利法実施細則(以下、実施細則)の発効実施前後の具体的な適用規則を明確にするため、同時に、「改正専利法の施行に関する関連審査業務処理暫定弁法」(国家知識産権局第 510 号公告)(以下、510 号公告)と「ハーグ協定加入後の関連業務の処理に関する暫定弁法」(国家知識産権局第 511 号公告)(以下、511 号公告)との連携を考慮し、国家知識産権局は「改正専利法及びその実施細則に伴う審査業務処理の経過措置に関する弁法」(以下、経過措置弁法)を起草し、これを公布した。

2. 主な内容

「経過措置弁法」は、全 17 条からなり、第 1 条の適用原則と第 17 条の施行日を除き、第 2 条から第 6 条は主に出願人の権利と義務に関し、第 7 条から第 16 条は国務院専利行政部門の審査職責に関する。

「経過措置弁法」は、主に以下の内容を規定している。

1. 第 1 条

本条は、専利法及びその実施細則の発効前後の関連審査業務処理の原則的規定を明確にしておき、原則として過去に遡及しない、かつ本弁法のその他の条項は当該原則に対する特別規定を設けることを指摘している。

2. 第 2 条

本条は、代理強制対象の例外(訳注:出願人の直接手続き)を実施する場合に適用される規則を明確にしている。実施細則第 18 条は以下のいくつかの状況について代理強制の例外を規定している:

1. 優先権主張した場合、先の出願書類のコピーを提出
2. 費用の納付
3. 国務院専利行政部門が規定したその他の事務。実施細則の施行日より、専利法第 18 条第 1 項の規定に従い専利代理機構に中国で専利出願とその他の専利事務を行う出願人又は、専利権者は、実施細則第 18 条の規定に従い自ら関連業務を行うことができる。

3. 第 3 条

本条は、優先権の回復、増加、又は訂正に関する適用規則を明確にしている。本条の規定に基づき、実施細則の施行日より、出願人は改正後の実施細則第 36 条の規定に基づき、優先権の回復を請求することができる。実施細則第 37 条の規定に従い、優先権主張の追加又は訂正を請求することができる。

4. 第 4 条

本条は、関連内容の援用追加に適用される規則を明確にしている。実施細則第 45 条は援用について規定しており、出願人の専利出願後の最初の提出日が実施細則の施行日以降である場合、出願人は実施細則第 45 条の規定に従い、先の出願書類を引用する方式で書類を提出することができる。

5. 第 5 条

本条は、分割出願による副本(コピー)の提出に適用される規則を明確にしている。実施細則第 49 条は、分割出願の提出時に原出願書類のコピーと優先権書類のコピーを提出する規定を廃止し、分割出願の提出日が実施細則の施行日以降である場合、出願人は関連コピーを提出する必要がない。

6. 第 6 条

本条は、PCT の国内段階移行手続きと優先権回復に関する内容の適用規則を明確にしている。実施細則第 121 条は中国国内段階移行手続きを行う際に適合しなければならない要件について規定しており、要約及び図面、出願人の変更証明資料の提出に関する要件を簡略化し、出願人は移行日が実施細則の施行日以降の発明、実用新案の国際出願について、同条の規定に基づき中国国内段階移行関連手続きを行う。

実施細則第 128 条は、発明、実用新案の国際出願の優先権回復に関する規定を新設しており、移行日より 2 か月の期限の満了日が実施細則の施行日以降である場合、出願人は同条の規定に従い優先権の回復を請求することができる。

7. 第 7 条

本条は、電子形式による文書送達日に適用される規則を明確にしている。実施細則第 4 条第 7 項は、国務院専利行政部門が電子形式で送達する各種文書が、当事者が承認した電子システムに入った(原文:進入)日を送達日とすると規定している。実施細則の施行日より、国務院専利行政部門が電子的に送達した各種文書の送達日には実施細則第 4 条第 7 項の規定を適用する。

8. 第 8 条

本条は、秘密保持審査期間に適用される規則を明確にしている。実施細則第 9 条は、国務院専利行政部門による秘密保持審査通知と秘密保持審査決定の期間を明確にしている。実施細則の施行日より、国務院専利行政部門は実施細則第 9 条に規定される期日に基づき関連通知と決定を行う。

9. 第 9 条

本条は、信義誠実の原則が適用される規則を明確にしている。専利法第 20 条第 1 項は、専利出願について信義誠実の原則に従わなければならないと規定している。改正後の専利法の発効後、すなわち 2021 年 6 月 1 日より国務院専利行政部門は本条の規定に基づ

き、初歩的審査、実体審査、再審査手続きにおいて専利出願を審査する。

実施細則第 11 条は、専利出願は信義誠実の原則に従わなければならないと規定している。各種専利出願を提出する場合、真実の発明創造活動に基づいていなければならない、虚偽を弄してはならない。同時に、実施細則第 50 条と第 59 条は、それぞれ実施細則第 11 条を初歩的審査、実体審査での拒絶条項と規定し、第 67 条は、復審査手続について規定し、第 69 条は、実施細則第 11 条を無効宣告請求の根拠と規定している。実施細則の施行日より、国務院専利行政部門は、改正後の実施細則第 50 条、第 59 条、第 67 条、第 69 条の規定を適用し関連専利出願又は専利権を審査する。

10. 第 10 条

本条は、部分意匠専利出願に適用される規則を明確にしている。510 号公告によると、専利出願人は 2021 年 6 月 1 日より紙形式又は電子形式で、専利法第 2 条第 4 項に基づき製品の保護を求める部分意匠専利出願を提出することができる。国務院専利行政部門は、実施細則の施行日より 2021 年 6 月 1 日以降の出願日の部分意匠専利出願について、改正後の実施細則第 30 条、第 31 条を適用し審査する。

11. 第 11 条

本条は、新規性喪失の例外期間に関する状況に適用される規則を明確にしている。510 号公告は、出願日が 2021 年 6 月 1 日以降の専利出願について、出願人に専利法第 24 条第 1 項に規定する状況があると判断される場合、紙形式又は電子形式で請求を提出することができる」と規定している。実施細則の施行日より、国務院専利行政部門は出願人が提出した関連請求について、改正後の実施細則第 33 条第 4 項を適用し審査する。

12. 第 12 条

本条は、意匠の国内優先権主張に適用される規則を明確にしている。510 号公告は、出願日が 2021 年 6 月 1 日以降の意匠専利出願について、出願人は専利法第 29 条第 2 項に基づき意匠専利の国内優先権を請求する陳述書を提出できると規定している。国務院専利行政部門は、実施細則の施行日より 2021 年 6 月 1 日以降の出願日の意匠専利出願について、改正後の実施細則第 35 条を適用し審査する。

13. 第 13 条

本条は、専利権期間補償に関する内容に適用される規則を明確にしている。510 号公告は、2021 年 6 月 1 日より公告登録された発明専利について、専利権者は専利法第 42 条第 2 項に基づき、専利権の登録公告日より 3 か月以内に紙形式で専利権期間補償請求を提出ことができ、その後、国家知識産権局が発行した納付通知に基づき関連費用を納付できると規定している。

また、510 号公告は、専利権者が 2021 年 6 月 1 日より、専利法第 42 条第 3 項に基づき、新薬上場許可請求の承認日より 3 か月以内に、紙形式で専利権期間補償請求を提出

することができ、その後、国家知識産権局が発行した納付通知に基づき関連費用を納付することができる」と規定している。

実施細則の施行日より、国務院専利行政部門は改正後の実施細則第 77 条から第 84 条を適用し関連請求を審査する。

前記請求の関連専利権が実施細則の施行日までに期間満了しており、国務院専利行政部門は審査を経て補償条件に適合すると認めた場合、期間補償付与決定を出し、補償期間は当該専利権期間満了日より計算する。

専利権者は請求を提出するとき、料金基準が発表されていないために関連費用を納付できない可能性がある。そのため、専利権者が料金基準の公示前に、専利法第 42 条第 2 項、第 3 項に基づき専利権期間補償請求を提出した場合、料金基準の公示後に、国務院専利行政部門が指定する期限に基づき本条でいう関連費用を納付することができる。

14. 第 14 条

本条は、開放許諾に適用される規則を明確にしている。510 号公告によると、専利権者は専利法第 50 条第 1 項に基づき、紙形式又は電子形式でその専利に対する開放許諾を自発的に陳述することができる。実施細則の施行日より、国務院専利行政部門は専利権者が 2021 年 6 月 1 日よりその専利実施開放許諾について提出した陳述について、改正後の実施細則第 85 条から第 88 条を適用して審査する。

15. 第 15 条

本条は、専利登記簿と専利公報に適用される規則を明確にしている。実施細則第 106 条、107 条の専利権期間補償、専利実施開放許諾等の事項の登録と公告を新たに追加し、実施細則の施行日より、国務院専利行政部門は実施細則の前記条項の規定を適用し関連事項に登録と公告する。

16. 第 16 条

本条は、意匠国際出願に適用される規則を明確にしている。2022 年 5 月 5 日より、出願人は、「工業品意匠の国際登録に関するハーグ協定」(1999 年版)及び 511 号公告に基づき、工業品意匠国際登録出願を提出することができる。2023 年 1 月 11 日より、国務院専利行政部門はすでに国際登録日を確定し、中国を指定した意匠国際登録出願(以下、意匠国際出願)の審査を開始した。実施細則の施行日より、国務院専利行政部門は関連する意匠国際出願について、改正後の実施細則第 136 条から第 144 条を適用し審査する。

17. 第 17 条

本条は、施行日と関連文書の廃止を明確にしている。本弁法は 2024 年 1 月 20 日より施行され、同時に 510 号公告、511 号公告を廃止する。510 号公告、511 号公告の関連内容は改正後の実施細則、専利審査指南に規定されている。

本条項の規定は、さらに、本弁法は専利法及びその実施細則と専利審査業務処理に関

する条項の経過での適用にのみ関連することを明確にしている。

以上

出所: 国家知識産権局ウェブサイト

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art_66_189190.html

※本資料は株式会社 KyK インターナショナルの協力の下ジェトロが作成した仮訳となります。情報・データ・解釈などについてできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロ及び株式会社 KyK インターナショナルが保証するものではないことを予めご了承下さい。